No.	区分	質問	回答
1	対象者	現在は大阪市在住ですが、補整具を購入した時は別の自治体に住んでいました。助成対象になりますか？	申請時点で大阪市に住民票を有していれば対象となります。
2	対象者	どのような疾患が対象となりますか？	全国がん登録の届出対象となる疾患※１及び、造血幹細胞移植を実施する非がん疾患※２を対象とします。 ※１ ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。） 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 ・消化管間質腫瘍 ※２　再生不良性貧血など
3	対象者	がん治療を受けた日が何年も前になりますが助成対象となりますか？	治療を受けた時期は問いません。現在、治療に伴う外見の変化があり、補整具の購入が申請の対象期限内であれば、対象となります。
4	対象者	過去にウィッグで助成を受けている場合、乳房補整具の助成は受けられますか	可能です。ウィッグ等又は乳房補整具の対象区分ごとに、それぞれ１回に限り助成を受けられます。
5	助成対象	この事業で助成されるウイッグ等とはどのようなものですか？	全頭用・部分用ウィッグ、帽子付きウィッグ（毛付き帽子）が対象となります。装着時に頭皮を保護するネットも対象とします。 医療用であるかは問いません。いわゆるファッションウィッグも助成対象となります。 ただし、スタンド等の付属品、クリーナー・ブラシ等のケア用品、メンテナンス代は対象となりません。

No.	区分	質問	回答
6	助成対象	この事業で助成される乳房補整具とはどのようなものですか？	乳房補整具は、外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着及び補整パッド（シリコン製を含む）又は人工乳房（直接肌に貼り付けて使用するもの、ただし乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）のいずれかとなります。 人工乳房については、両側乳がんを除き、１人１台に限ります。
7	助成対象	肌に直接接着させて使う「乳頭」は対象になりますか？	人工乳房の一種と考えられるため、対象となります。
8	助成対象	入浴時に乳房を保護するバスタイムカバーは助成対象となりますか？	対象となりません。日常的に使用する下着が対象となります。
9	助成対象	乳房の手術部を保護する目的のサージカルブラ（胸帯）は助成対象となりますか？	対象となりません。欠損部分を補完する目的のものが対象となります。
10	助成対象	過去のがん治療で生じた脱毛や乳房切除により、ウィッグや乳房補整具を購入しました。 助成対象になりますか？	購入した翌日から起算して１年以内であれば対象となります。 （複数のウィッグを購入した場合、最初のウィッグを購入した翌日から起算して1年以内）
11	助成対象	異なるがんにり患した場合や、再発や転移が起こった場合は、再度、助成対象になりますか？	再発・転移など異なるがんにり患した場合でも、再度の申請はできません。
12	助成対象	助成対象となるウィッグ等は1人１つに限られますか？	購入する個数は問いませんので、複数購入でも対象となります。ただし、申請は１回にまとめて行ってください。いずれの補整具についても申請期限内であることが必要です。
13	助成額	助成金の交付対象となる経費について教えてください。	助成金の交付対象となる経費は、補整具の購入費とします。ただし、付属品やケア用品、交通費、送料、手数料などは助成の対象外となります。 また、医療保険各法による医療に関する給付の対象となるものや国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものも助成の対象外となります。
14	助成額	消費税分は助成対象になりますか？	本体価格＋消費税が助成対象額となります。

No.	区分	質問	回答
15	助成額	支払いにポイントを使用していますが、助成対象になりますか？	ポイントを支払いに充当した場合、充当分については値引きと同等とみなし、対象外となります。一部をポイントで支払っている場合には、その分を除いた額が対象となります。
16	助成額	レンタル利用料は助成対象になりますか？	対象となりません。購入の場合のみ対象となります。
17	申請	申請書はどこで手に入りますか？	ホームページからダウンロードまたは健康づくり課あてお電話等にてご請求ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000595552.html#youshiki
18	申請	ウィッグと乳房補整具を申請する場合は、同時に申請しなければなりませんか？	別の申請とすることが可能です。
19	申請	助成金はいつまでに申請する必要がありますか？	助成金は、原則として購入した翌日から起算して１年以内に市長に申請する必要があります。なお、申請日は、郵送の場合は申請書類が健康づくり課に到着した日、持参の場合は健康づくり課へ持参した日となります。
20	申請	クレジットカード決済やインターネットで購入したため、領収書がありません。 申請はできますか？	購入先に領収書や明細書の発行を依頼してください。領収書等が発行できない場合は、購入内容及び支払が確認できる書類を提出してください。 【購入内容が確認できる書類】 購入した用具が掲載されているパンフレットやカタログ等 【支払内容が確認できる書類】 レシート、クレジットカードの利用明細書、支払い完了等のメールを印刷したもの等
21	申請	副作用等の説明書類は処分してしまいました。 改めて病院に作成してもらわないと申請できませんか？	化学療法や抗がん剤名が記載されている書類（例：入院診療計画書、治療方針計画書など複数の書類の組合せ可）から、がん治療が脱毛や外部変化の原因であると判断できる場合は、助成することができます。 お手元にそのような書類がないか確認してください。
22	申請	領収書を他でも使用するため原本を返却してほしいのですが、どうすればよいですか？	申請時に「領収書原本の返却希望」と記載したメモを同封してください。書類審査が完了し、助成金の支給・不支給が決定した後、決定通知書とともに返却します。返却を急ぐ場合は「切手を貼付した返信用封筒」を同封のうえ申請してください。
23	申請	振込先に当座預金口座を指定したいのですが、どうすればよいですか？	申請時に「当座預金口座への振込を希望」と記載したメモを同封してください。なお、口座名義は申請者名に限ります。